平成２４年（フ）第４２号
山口県萩市大字細工町75番地11
債務者　石田　竜二
1　決定年月日時　平成24年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第２５２号
徳島市山城町東浜傍示24番地の４　山城マンション31号室
債務者　井上　　徹
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
愛媛県松山市久万ノ台1165番地　日の出ハイツ203号
債務者　佐野　伸司
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０６号
愛媛県松山市北吉田町1006番地38　カーズマンション406号
債務者　不破美知代
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０９号
愛媛県松山市針田町252番地２　セゾンはりた103号
債務者　武知　満也
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１１号
愛媛県松山市古三津５丁目10番35号　商船ビル707号
債務者　安藤　保江
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１６号
愛媛県松山市畑寺３丁目14番30号　ベルメゾン畑寺106号
債務者　小野　光則
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２０号
愛媛県松山市小坂２丁目１番35号　黒川マンション203号
債務者　伊賀上　司
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２３号
愛媛県松山市福音寺町678番地７　福音寺ハイツ302
債務者　山本　清司
1　決定年月日時　平成24年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
佐賀県佐賀市蓮池町大字小松946番地２
債務者　諸隈　伸博
1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
佐賀県佐賀市天祐１丁目４番７号
債務者　江原　兵吉
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０５号
佐賀市東与賀町大字田中563番地１
債務者　山口扶美子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字十五2242番地３
債務者　御厨美津子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
佐賀市水ヶ江２丁目11番21号
債務者　中原　房江（旧姓半場）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
佐賀県佐賀市鍋島１丁目２番１―203号
債務者　泉　　聖
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田663番地２シティハイムウチムラＤ号
債務者　大石　和弘
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木910番地１
債務者　柳　　映存
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字田中225番地14
債務者　志波美佐子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係